

# 和光エコスタイルでいこう！

和光市第二次地球温暖化防止実行計画

平成 19 年 4 月 1 日

和 光 市

# 目次

和光市環境方針	1
<b>I. 計画の基本的事項</b>	<b>2</b>
1. 策定の背景	2
2. 目的	2
3. 適用範囲	3
4. 対象とする温室効果ガス及び基準値	3
5. 計画期間	3
6. 進行管理	4
<b>II. 取組成果と温室効果ガス排出特性</b>	<b>5</b>
1. 第一次計画の目標達成状況	5
2. 温室効果ガスの排出状況	7
<b>III. 本計画の目標</b>	<b>11</b>
1. 本計画（第二次計画）の目標設定の考え方	11
2. 削減目標・取組目標	12
<b>IV. 温暖化防止対策</b>	<b>13</b>
1. 取組方針	13
2. 取組項目	14
省エネルギー対策	15
省資源・リサイクル対策	16
庁用車の適正利用	18
グリーン購入・調達の推進	19
公共工事における環境配慮	21
新エネルギーの導入	21
市全域でのごみ減量と焼却効率の向上	21
<b>V. 環境マネジメントシステム</b>	<b>22</b>

# 和光市環境方針

和光市の環境を次の世代に伝えるためには、市、市民及び事業者が一体になって環境保全に取り組んでいくことが大切になります。

市では、常に地球環境に配慮した自治体であり続けるため、独自の環境マネジメントシステムを推進し、全庁をあげて継続的な改善に努めていきます。

- 1 和光市環境基本条例の基本理念に沿って、和光市環境基本計画及びその関連計画に掲げた環境施策や事業を実施します。
- 2 市が行う事務・事業の実施にあたり、省エネルギー、3R（ごみの発生抑制【リデュース】・再使用【リユース】・再生利用【リサイクル】）、グリーン購入など、環境への配慮に率先して取り組みます。
- 3 新エネルギーの普及を図るため、公共施設への新エネルギーの導入を研究します。
- 4 職員の環境に対する意識の向上を図るため、全職員への研修を行います。
- 5 この環境方針は、環境に対する市の姿勢を示すため、広く内外に公表します。

平成 19 年 4 月 1 日

和 光 市 長      野   木      実

# I. 計画の基本的事項

## 1. 策定の背景

和光市では、平成 15 年度に「和光市環境基本条例」を制定、「和光市環境基本計画」を策定し、環境先進自治体として環境問題に取り組んできました。さらに、地域での新エネルギーの導入を展開、支援する「和光市地域新エネルギービジョン」を平成 17 年度に策定しました。

また、市は、一事業者の立場から地球温暖化防止に取り組むため、平成 13 年 3 月、「和光市地球温暖化防止実行計画」（以下、「第一次計画」という。）を策定するとともに、環境マネジメントの国際規格である ISO14001 の認証を取得し、平成 18 年 3 月までの 5 年間、第三者機関による審査を受けながら、市内の体制づくりを進めてきました。

一方、先進国全体で温室効果ガス総排出量の削減目標を定めた「京都議定書」が平成 17 年 2 月に発効され、地球規模での地球温暖化防止の取組が一層求められ、これを受けて国では、平成 10 年に制定した「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）を改正し、市町村による、京都議定書の達成に向けた取組を義務付けています。

このようなことから、市では、第一次計画と ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムの成果を踏まえ、環境保全のための取組をより一層進めるため、19 年度からの削減目標を示す「和光市第二次地球温暖化防止実行計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

## 2. 目的

本計画は、市自らの事務事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化防止に貢献するとともに、市民や事業者の模範となるよう、環境負荷の低減に積極的に取り組むことを目的とします。

なお、本計画は、和光市環境基本計画に基づき、市役所での環境保全行動・環境配慮のあり方を示し、地球温暖化対策推進法（第 21 条）に規定される「温室効果ガスの排出の抑制に関する実行計画」として位置付けられます。

### ● 地球温暖化対策推進法（第 21 条抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

### 3. 適用範囲

#### (1) 立地の適用範囲

本庁舎及び市内にある全ての出先機関を対象とします。

ただし、市が直接管理できない組織及び施設については、対象範囲から除き、本計画への協力を呼びかけます。

#### (2) 対象者の適用範囲

市役所の庁舎に配属されている職員、常駐する委託業者の従業員を対象とします。外部委託者等については、協力を呼びかけます。

#### (3) 活動の適用範囲

「和光市組織規則」に基づく事務事業を対象とします。

### 4 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、京都議定書に基づき、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC) 及び六フッ化硫黄 (SF<sub>6</sub>) とします。

ただし、温室効果ガス総排出量の算定に当たっては、算定が難しく、排出量が比較的少ない PFC と SF<sub>6</sub> を除きます。

### 5. 計画期間及び基準年度

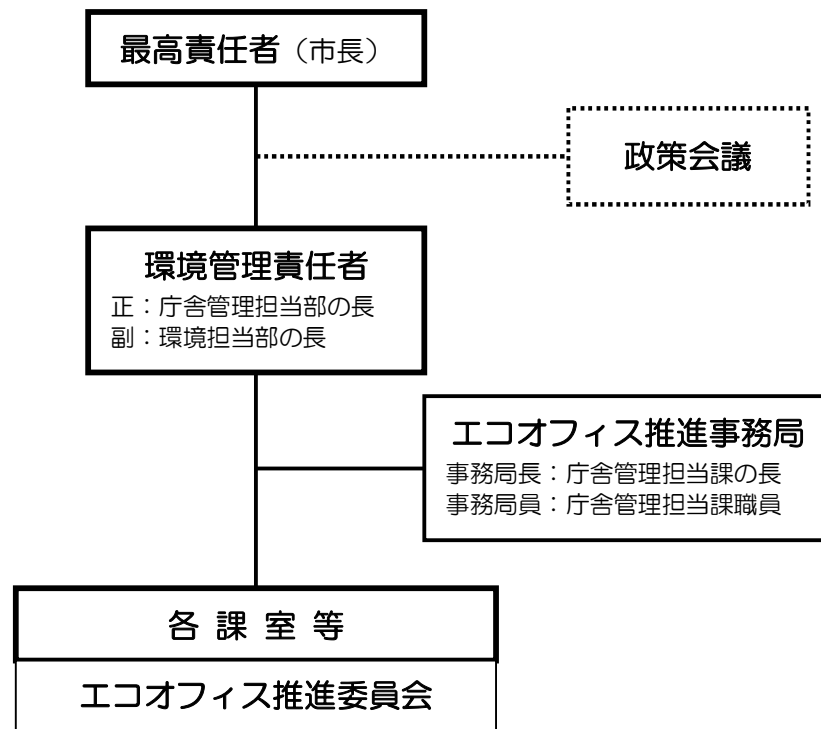
本計画の期間は、2007年度（平成19年度）から2011年度（平成23年度）までの5年間とします。

計画基準年度は、2005年度（平成17年度）とします。

## 6. 進行管理

### (1) 推進体制

本計画の推進にあたり、市長を最高責任者とし、全庁あげて職員全員で取り組みます。



#### ● 推進組織の役割等

名称	役割等
環境管理責任者	エコオフィス推進にかかる事務事業の総括責任者
エコオフィス推進委員会	各職場での取組の推進のための周知・指導・点検などの実行及び推進に関する研究（詳細は要綱で規定）
エコオフィス推進事務局	エコオフィス推進委員会の庶務、その他の事務

### (2) 進行管理

本計画の目標の達成に向けて、独自の「和光市環境マネジメントシステム」に基づき、進行管理を行います。

このシステムは、計画(Plan)－実施・運用(Do)－点検・評価・公表(Check)－見直し・展開(Act)という、PDCAサイクルを継続的に推進、改善していく仕組みです。